

お問合せ・ご相談は
商工労政観光係

☎32-1841

融資制度 助成制度



市内事業所向けの融資制度
と助成制度をご紹介します。

たくましい産業の育成に向けて...

店舗近代化促進事業助成金

●対象者

- ・ 商業者(法人・個人問わず)
- ・ 従業員が10人未満であること

●助成金額

- ・ 新築 100万円
(経費が500万円以上)
- ・ 増改築 50万円
(経費が200万円以上)
- ・ 外観改修 30万円
(経費が100万円以上)

勤労者生活資金貸付事業

●対象者

- ・ 赤平市民
- ・ 市内の事業所等に1年以上勤務

●貸付限度額

- ・ 30万円以内(返済36ヵ月以内)

●貸付利率

- ・ 取扱金融機関の定めるところによる

中小企業利子補給制度

●対象融資

- ・ 赤平市中小企業融資制度による設備資金及び特別資金
- ・ 赤平商工会議所が幹旋した設備資金

●対象者

- ・ 貸付条件どおり返済していること

●利子補給額

- ・ 年利2.5%を超える部分の2%まで(最初の5年間のみ)

中小企業振興資金

●融資対象

- ・ 資金繰りが困難な企業者
- ・ 法人にあつては、1年以上営業していること、個人にあつては、1年以上居住し、かつ同一事業を6ヵ月以上営む企業者
- ・ 常時使用する従業員数が商業及びサービス業にあつては5人以下、その他の業種にあつては20人以下の企業者

●融資条件

資金の種類	融資額(万円)	返済期限
運転資金	100	2年以内
設備資金	200	3年以内

※融資限度額は、200万円
●融資利率 長期プライムレート

▼長期プライムレートとは、銀行(民間金融機関が、企業に対して資金を1年以上、貸し出す際の代表的な金利のこと。

中小企業融資制度

●融資対象

市内に独立した事業所(店舗)を有し、同一事業を1年以上営む中小企業者

●融資条件

資金の種類	融資額(万円)	返済期限
運転資金	500	5年以内
設備資金	1,000	7年以内
特別資金	2,500	15年以内

※融資限度額は、2,500万円

●融資利率

- ・ 運転資金 0.2%
 - ・ 設備資金 0.3%
 - ・ 特別資金 0.5%
- ＋ プラ
イム

倒産関連融資利子補給制度

●対象融資

- ・ 北海道中小企業総合振興資金融資制度の経営安定化資金セーフティネット貸付(災害貸付除く)

●利子補給額

- ・ 借入利率のうち1%の利率で計算した額(総額で200万円限度)

企業向けの各融資資金及び助成金は、市税の滞納がないことが条件となります。

赤平市市税等収納向上対策本部

軽自動車の手続き

ご注意ください！

今月は、軽自動車税の納付書が配布され、6月1日が納期限です。軽自動車税を含む市税等は、納期限までに必ず納めましょう。

また、これまで軽自動車(軽自動車・バイク等)をお持ちの方で解体・譲渡等で現在お手元に車輛がなく、軽自動車税の納付書や督促状等が郵送で届いている場合は、廃車・譲渡等の手続きが完了していないものと思われる。手続きを行わずに放置しておくと思われ、課税されていきます。そして未納が続くと支払いが困難となります。著しく不誠実な滞納者と判断された場合は、「行政サービスの制限」等を実施する場合がありますので、ご注意ください。廃車・譲渡等の手続きに関するお問合せは、左記まで。

★赤平市ナンバーに関する廃車・譲渡等の手続きは市税係 ☎32-2219 まで

★札幌ナンバー(軽自動車四輪、二輪(25cc、250cc以下))に関する廃車・譲渡等の手続きは、札幌地区軽自動車協会 ☎011-768-3955 まで

★札幌ナンバー(二輪の小型自動車(250cc超))に関する廃車・譲渡等の手続きは北海道運輸局札幌運輸支局 ☎050-5540-2001 まで

【今月の納税】

固定資産税・都市計画税 第1期
軽自動車税 定期
納期限 6月1日(月)まで

【納税相談窓口の開設について!】

納税相談は、8時30分から17時までの間、随時担当係で行っていますので、ご利用ください。

■事務局■
税務課納税係
☎32-2219